

# 吸収合併に関する事前開示書面（変更）

2024年3月27日

クロスプラス株式会社

2024年3月27日

吸収合併に関する事前開示書面（変更）  
（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面）

クロスプラス株式会社  
代表取締役 山本 大寛

当社は、2024年1月12日付で株式会社中初との間で締結した合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社中初を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うこととしました。

本吸収合併に関し、当社は、2024年2月15日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前開示書類の備置きを行っておりますが、今般、開示事項に変更が生じたので、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条第7号に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

「5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容」の変更（変更箇所は下線部のとおり）

【変更前】

当社は第71期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）の個別決算において、当社の保有する株式会社中初の株式について、実質価額が低下することとなったため、減損処理を実施し、関係会社株式評価損（評価損額は、現在算出中であり確定後開示いたします。）を特別損失に計上することにいたしました。なお、株式会社中初は連結子会社であるため、連結決算に与える影響はありません。

【変更後】

当社は第71期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）の個別決算において、当社の保有する株式会社中初の株式について、実質価額が低下することとなったため、減損処理を実施し、関係会社株式評価損 79百万円を、特別損失に計上いたしました。なお、株式会社中初は連結子会社であるため、連結決算に与える影響はありません。

以上